

ホテル椿山荘東京 庭園ご利用規約

ホテル椿山荘東京の庭園は、起伏ある土地を活かして造られた林泉回遊式の庭園であり、三重塔をはじめとする数多くの文化財が配置されております。当ホテルおよび庭園を訪れる皆さまに楽しく安全で快適にお過ごしいただくため、以下の利用規約を定めております。皆さまのご協力をお願いいたします。

1. 庭園のご利用について

(1) 庭園の開園時間は当ホテルのホームページ、備え付けパンフレット、チラシ等配布物および各所の表示等でご案内いたします。また、やむを得ない事情により臨時に開園時間の変更や休業する場合がございます。その際は、適当な方法をもってお知らせいたします。

(2) 庭園への立ち入りは、当ホテルをご利用の方に限らせていただきます。

2. 免責事項

次に掲げる事項につきましては、当ホテルとしては一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

(1) 当ホテルおよび庭園内でお客さまが貴重品、その他の物品を紛失したとき

(2) お客さま同士のトラブルにより、当ホテルおよび庭園内でお客さまが負傷またはお客さまの所有物が破損したとき

(3) 当ホテルの責に帰すべき合理的な理由がなく、当ホテルおよび庭園内でお客さまが負傷またはお客さまの所有物が紛失・破損したとき

3. 禁止事項

ホテル椿山荘東京の庭園は、主に散策をお楽しみいただく庭園です。庭園の景観保全およびお客さまの安全な通行のため、以下の行為はご遠慮ください。(当ホテルの許可を得た場合を除きます)

(1) 庭園内でのご飲食

(2) 施設や文化財等を壊したり、汚損したりすること

(3) 他のお客さまのご迷惑となるおそれがあるものの持ち込みおよび使用

(例) 自転車、ストライダー、一輪車、ドローン、ラジカセ、ホイッスル、テント、虫捕り網など

(4) 動植物の採取、持ち帰り、持ち込みおよび傷つける行為 ※盲導犬、聴導犬、介助犬を除く

(5) 庭園内の動物(魚類、昆虫類を含む)にえさをやること

(6) 他のお客さまのご迷惑となる遊びやスポーツ全般

(7) 椅子やイーゼルを設置してのスケッチや写生

(8) 喫煙

(9) ごみ箱以外へのごみや汚物の放置、家庭ごみの持ち込みおよび放置

(10) 営利、非営利を問わず以下の行為は固くお断りします(当ホテルの許可を得た場合を除きます)

・ 物品等の陳列および販売すること

・ 業として写真や映像を撮影すること

・ 業として各種教室(写真教室、写生教室、ヨガ教室、太極拳教室、ウォーキング教室等)、競技会、興業、展示会その他これらに類する催しをすること

・ その他当ホテルの許可を得ていない行為

- (11) 以下の撮影行為および撮影した動画・写真の使用
- ・ 長時間、園路等のスペースを占拠しての撮影
 - ・ 三脚、レフ板を使用した撮影
 - ・ 販売、広告、宣伝など商用目的の撮影、参加費を徴収する撮影会などのイベント
 - ・ ドローンを用いての撮影
 - ・ 庭園内で撮影した、または当庭園を類推させる不適切な内容の動画・写真の SNS などインターネット上への掲載
- ※ メディア等への広報写真の貸出について
当ホテルの紹介を行うことを目的としたメディア等への庭園等の写真の貸し出しを行っております。お問い合わせください。
- ※ メディアの取材・撮影、ロケ地利用等について
景観保全およびお客さまの安全な通行などの遵守事項を条件とするほか、内容などを精査したうえで許可しております。必ず事前に問い合わせのうえ、許可を得てください。
- (12) その他、当ホテルが適当でないと認めるもの

4.ご利用の拒否について

当ホテルは、次に掲げる場合において、ご利用をお断りする場合がございます。

- (1) 天災地変、その他不可抗力（感染症の拡大を含む）、施設の故障、その他やむを得ない事由により、当ホテルの施設を利用できない場合
- (2) お客さまが次の事由のいずれかに該当する場合
 - (ア) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）による指定暴力団および指定暴力団員等またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
 - (イ) 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員
 - (ウ) 暴力団等が該当するものが役員となっている法人またはその構成員
 - (エ) 法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断された者
 - (オ) 伝染病または感染症患者であると疑われる者
- (3) 当ホテルの他のお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (4) 当ホテルもしくは当ホテルの職員に対し、暴力的要求行為を行い、または、合理的範囲を超える負担を要求した場合
- (5) 本利用規約および「ホテル椿山荘東京宿泊約款・利用規則」に違反した場合または違反する恐れがあると当ホテルが判断した場合
- (6) 当ホテル利用にあたり、その利用を容認できないと当ホテルが判断した場合

5.損害賠償について

- (1) お客さまが庭園をご利用の際に、園路、施設、文化財等を汚損、損傷、破損した場合には、その損害の程度によりお客さまに損害を賠償していただきます。
- (2) 庭園をご利用のお客さまに対し、当ホテルの業務上の過失により負傷等の損害を与えた場合には、その損害の程度に応じて損害賠償をさせていただきます。但し、これらの状況が生じた場合には、その場でお客さまが当ホテルに申し出た場合に限り損害賠償の対象とさせていただきます。